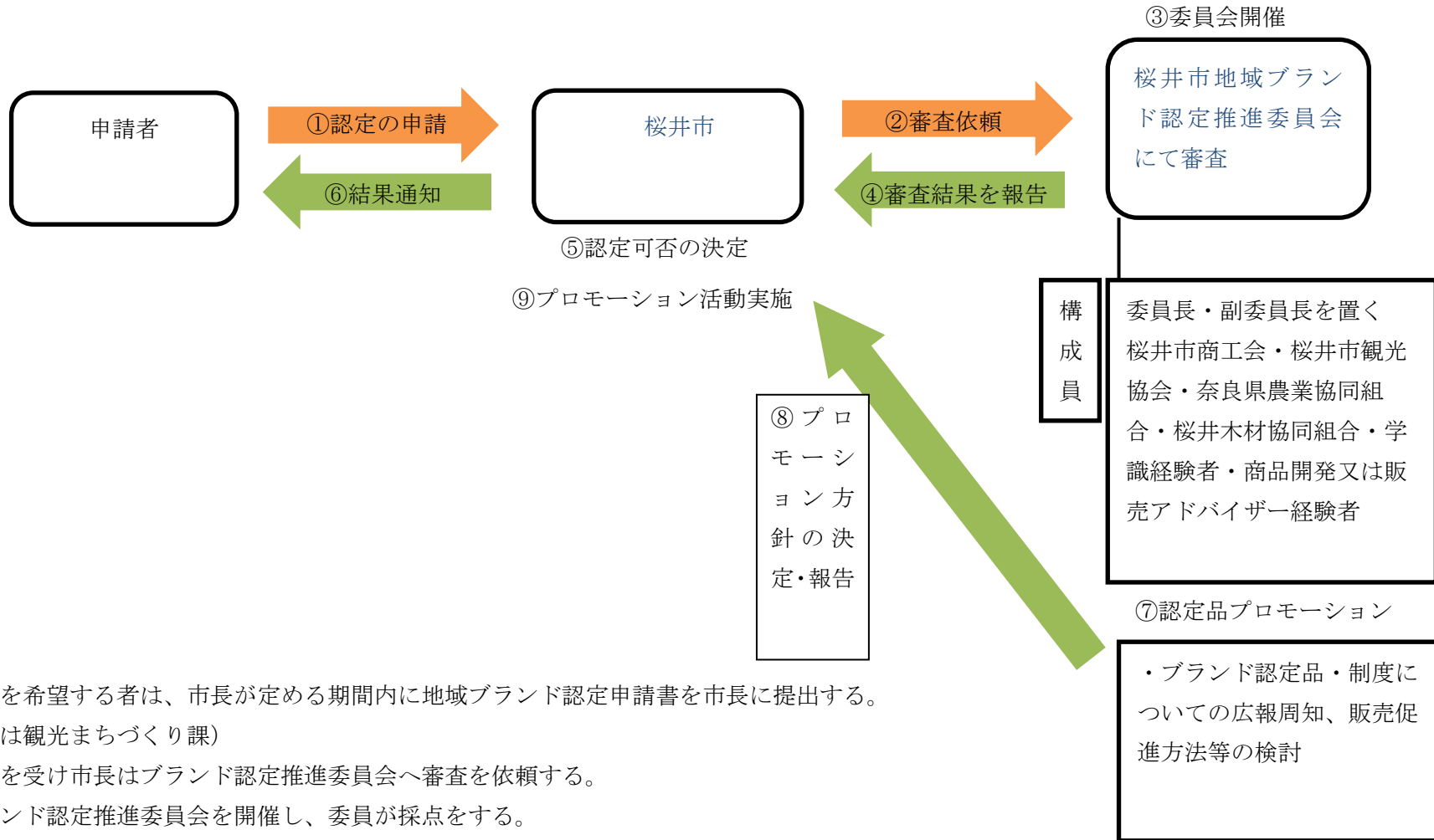


申請から認定までのながれ (案)



①認定を希望する者は、市長が定める期間内に地域ブランド認定申請書を市長に提出する。
(窓口は観光まちづくり課)

②申請を受け市長はブランド認定推進委員会へ審査を依頼する。

③ブランド認定推進委員会を開催し、委員が採点をする。

④委員会は審査結果を市長に報告する。

⑤審査結果を受け市長は認定の可否を決定する。

⑥市長は申請者に結果を通知する。

⑦推進委員会において、ブランド認定品の販売促進プロモーション方法・活動方針を検討する。

⑧推進委員会において決定したプロモーション方針を市長に報告する。

⑨市長は方針をもとにプロモーション活動を行う。